

令和7年度こども音楽コンクール青森地区大会実施規定

文化庁が推進する部活動の地域移行化に対応するため、合同参加や地域クラブ団体の参加を大幅に緩和する規定変更を実施します。より多くの児童・生徒がコンクールに参加しやすくなることが主な目的ですので、コンクール事務局が団体の構成がその意向にそぐわないと判断した場合、審査対象外となる可能性があります。予めご了承ください。

地域クラブとは・・・部活動ではない、個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体

参加資格	小学校児童 中学校生徒 地域クラブに所属する児童・生徒
参加形態	学年、クラス、部活動、その他学校単位のグループ、地域クラブ(小中学生のメンバーのみ)など、こども音楽コンクールが認める団体の形態。 ※小・中一貫校が同一のグループで参加する場合は中学校の部門での受付となります。 ※参観の可否の判断が難しい場合には、コンクール事務局までお問い合わせください。 1校もしくは1つのクラブ単独で参加できない場合は合同で参加することができます。 ※合同参加する学校数、地域クラブ数に制限はありません。 ※合同参加する場合は、申込書に加えて別紙の合同参加申込書も提出していただきます。 地域クラブは、所属する小中学生のみが参加できます。 ※小学生で構成された団体は「小学生の部」に、中学生で構成された団体は「中学生の部」に、小中学生で構成された団体は「中学生の部」に、それぞれ参加できます。 【参加が認められないケース】 ※県を跨ぐ合同参加は原則として認められません。やむを得ない事情がある場合にはご相談ください。 ※合同参加する場合、同じ部門への単独参加はできません。他部門への単独参加は可能です。 例：A校とB校で小学生・合唱部門に合同参加する場合、A校単独で小学生・合唱部門に参加することは認められません。 ※1人の児童・生徒が同じ部門の別団体に重複参加することは認められません。 例：1人の児童・生徒が学校の合唱部と地域の合唱クラブで参加 ⇒ 不可 1人の児童・生徒が学校の合唱部と地域の吹奏楽クラブで参加 ⇒ 可
参加料	なし。ただし、大会参加にかかる交通費等は参加校負担となります。

実施部門	小学生：重唱、合唱、重奏、合奏第1、合奏第2、管楽合奏 中学生：重唱、合唱、重奏、合奏第1、合奏第2、管楽合奏
部門規定	重唱・・・指揮のない1パート1名、計4名以内の小アンサンブル。独唱は含みません。 合唱・・・1パート2名以上であれば何人でも構いません。 重奏・・・指揮のない1パート1名、計6名以内の小アンサンブル。 独奏やピアノ連弾などは含みません。 合奏第1・・・リコーダー合奏、ギター、マンドリン合奏（人数制限なし） 器楽合奏、弦楽合奏、和・打・電気楽器合奏（35名以下） 合奏第2・・・器楽合奏、弦楽合奏、和・打・電気楽器合奏（36名以上）、管弦楽（人数制限なし） 管楽合奏・・・吹奏楽、金管合奏、木管合奏、トランペット鼓隊、ドリル合奏 ※合唱奏は合唱、合奏第1、合奏第2、管楽合奏いずれの部門でも参加可能です。 ただし、合奏第1、合奏第2での参加は、その部門の人数規定を適用します。 ※1団体で合奏第1、合奏第2両部門にわたっての参加はできません。
演奏曲目	課題曲はありません。自由に1曲お選び下さい。組曲、メドレーであれば複数曲でも構いません。 2部門にわたって参加する学校は、同じ曲での参加はできません。 著作権の関係上、番組での放送が可能な曲を選定して下さい。
演奏時間	重唱・重奏部門・・・・・・・・・・・・・・4分以内 合唱部門・・・・・・・・・・・・・・5分以内 合奏第1、合奏第2、管楽合奏部門・・・・・・7分以内 ※タイムオーバーは失格となります。ご注意ください。
指揮・伴奏	指揮者、伴奏者の参加は1人2校もしくは2団体まで。（同部門でも可） ※規定違反を避けるため、ご本人に他校の演奏に参加するか確認をお願いします ※器楽部門では児童・生徒以外の伴奏は認めません。

楽器	使用楽器に制限はありません。
審査	事務局が選定した先生方で審査にあたります。
表彰	地区大会では優秀、優良、佳良の各賞が参加校に贈られます。 優秀賞受賞校の中から審査員の推薦で東北大会への出場校が決定します。
その他	新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染対策は各参加校で判断をお願いします。 なお、急な感染拡大など、状況によっては対策や制限を強化する場合がありますので、 予めご了承ください。 青森地区大会は、音源審査となります。期日までに必要書類と、音源(CD)を事務局まで お送りください。参加申込校が多数の場合、締切日前でも受付を終了することがあります。
締切	2025年9月1日(月)必着